

令和7年度地域つながり・支え合い成果「見える化」業務に係る 企画提案公募要領

1 業務の目的

本業務は、地域づくりの評価に向けて3年ごとの実施が想定されている各種調査のうち、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査及び介護人材実態調査を県と市町村が連携して確実に実施することにより、地域包括ケアシステムの推進に向けた取組の事業評価を行うために必要となるアウトカム指標を統一した調査項目により各圏域や市町村単位での比較や進捗管理が可能となり、第10期介護保険事業計画策定に向けた施策反映等に資することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 委託業務名 地域つながり・支え合い成果「見える化」業務
- (2) 業務の期間 契約の締結日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務の内容 別掲「企画提案仕様書」による。

3 見積限度額

6,450千円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること。

ただし、この金額は企画提案の募集にあたり設定したものであり、受託候補者の決定後、当該受託候補者の企画提案内容を仕様書に反映させたうえで、あらためて見積書を徴取することになるため、実際の契約金額と異なる場合があることに留意すること。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (4) 高齢者福祉や介護保険事業等に精通し、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする類似業務の受託実績を過去2箇年（令和5年度～令和6年度）の間に2件以上有し、これらの契約を全て誠実に履行した者であること。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 公示 | 令和7年11月25日（火） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年12月2日（火）13時必着 |
| (3) 質問回答 | 令和7年12月3日（水）（予定） |
| (4) <u>企画提案書等受付締切</u> | <u>令和7年12月12日（金）15時必着</u> |
| (5) 企画提案審査 | 令和7年12月17日（水）から19日（金）まで |
| (6) 審査結果通知 | 令和7年12月22日（月）（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和7年12月下旬 |

6 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を作成し、提出期限までに持参又は郵送にて提出すること。郵送の場合は、到着確認が可能な手段とし、提出期限内の必着とすること。

書類	様式	備考	提出
企画提案応募申請書	様式1		1部
企画提案書	任意	・別掲「企画提案仕様書」4に関する具体的な提案内容を簡潔明瞭に記入すること ・表紙と目次を除いて10頁以内とすること ・用紙規格はA4版縦長とすること ・モノクロ、カラーは問わない	7部
業務スケジュール	任意		
業務実施体制	任意	・各担当者の役割、資格、業務経験等が分かるよう記載すること	
経費見積書	任意	・費用内訳が分かるよう記載すること	
会社概要	様式2		
業務実績調書	様式3		
業務責任者の経歴及び実績等調書	様式4		

誓約書	様式 5	1 部
-----	------	-----

7 企画提案審査

- (1) 企画提案選定委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容について審査を行い、優先交渉順位を決定する。
- (2) プレゼンテーション審査は、令和7年12月17日（水）を予定。詳細は後日通知する。
- (3) 審査においては、以下の評価基準により総合的な評価を行う。

審査項目	審査の基準
目的適合性	・本業務の目的、内容等を理解し、これを実現するための提案となっているか。
提案内容	・別掲「企画提案仕様書」4の業務に関して具体的かつ効果的な業務計画が示されているか。
業務遂行能力	・本業務を確実に遂行できる体制、専門的知識を有しているか。 ・本業務を遂行できると判断される十分な実績を有しているか。
その他（積算内容等）	・本業務を遂行するにあたり、妥当な積算内容となっているか。 ・企業として、労働環境の整備、労働福祉の促進、就業支援が必要な者の雇用の促進又は雇用の創出を推進しているか。

- (4) 審査の結果は、全ての提案者に対して通知する。

8 契約

原則として第一位の評価となった者と委託契約を締結する。ただし、業務委託契約に関して必要な事項が合意に至らない場合は、次順位の者を繰り上げて協議を行うものとする。

9 その他

- (1) 企画提案に要した経費については、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 提出期限後の書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (5) 事業の実施に当たっては、県と随時実施内容を協議して進めていくものとし、提案内容の全ての実施を保証するものではない。
- (6) 当該提案に係る提出書類に虚偽の内容を記載した場合は、選定の取消、委託契約の破棄、委託費の返還等の措置をとることがある。

【お問い合わせ・書類提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課（担当：高良）

TEL:098-894-2152

E-mail : aa091201@pref.okinawa.lg.jp